



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 2 3 2 0 1 5 年 0 1 月 2 0 日

韓国特許法改正施行について

2014 年 06 月 11 日付で公布された韓国の改正特許法が、2015 年 01 月 01 日付で施行されました。主な改正の内容は下記の通りです。

1. 出願日確保のための明細書記載要件および言語要件の緩和

特許出願時に、従来の韓国語のみならず、英語の明細書、クレーム、図面での出願が認められる。また、形式の制限なく、論文や研究ノートなどの資料(英語可)のみでも出願することができる。

但し、優先日(優先権主張がない場合は出願日)から 14 ヶ月以内に韓国語の明細書、クレーム、図面を提出しなければならない。

(2015 年 1 月 1 日以降の出願に適用)

2. 明細書の誤訳補正基準の緩和

外国語の明細書の韓国語翻訳に誤訳があった場合、従来の「翻訳文の範囲内」ではなく、「外国語明細書の原文の範囲内」での補正が認められる。(補正基準の「原文主義」への変更)

(2015 年 1 月 1 日以降の出願に適用)

3. PCT 出願の韓国語翻訳文の提出期間延長制度の導入

PCT 出願の韓国への国内移行の際、申請によって韓国語翻訳文の提出を 1 ヶ月延長し、優先日から 32 ヶ月以内に提出することが認められる。

(2015 年 1 月 1 日以降の出願に適用)

4. 予備審査対象の拡大

予備審査制度の対象が、従来の「先行技術調査が依頼された優先審査出願」から「すべての優先審査出願」に拡大される。

5. 特許料未納により消滅した特許権の回復規定緩和

(※2014 年 06 月 11 日施行)

特許料の未納により特許権が消滅した場合、発明の実施の有無にかかわらず、権利消滅日から 3 ヶ月以内に、本来納付すべき特許料の 2 倍の金額を納付すれば特許権を回復することができる。(従来は 3 倍の金額)

以上